

【市内農業施設】 主な事例に対する利用可否の判断

No.	主 な 事 例	利用の可否	可 否 の 理 由
1	個人、また、地域団体、同好会、サークル等の団体によるスポーツや音楽活動	○	利用目的である健康増進、教養の向上に該当するため
2	個人、また、地域団体、同好会、サークル等の団体によるスポーツや音楽活動に関する会議を開催	○	利用目的である健康増進、教養の向上に該当するほか、営利目的に該当しないため
3	個人、地域団体、同好会、サークル等の団体が伝統文化活動を開催	△	利用目的である教養の向上に該当し、飲食が主目的とならない場合、利用可とする
4	個人、地域団体、同好会、サークル等の団体が伝統文化活動によらないパーティを開催	×	利用目的である健康増進、教養の向上に該当しないため
5	地域団体、同好会、サークル等の団体が構成員を対象に、体操や工芸教室を開催	○	利用目的である健康増進、教養の向上に該当するほか、営利目的に該当しないため
6	個人、地域団体、同好会、サークル等の団体が参加者を募集、参加費を徴収し、体操や工芸教室を開催	△	参加者より参加費等を徴収する場合、それが開催する教室の運営管理費であって、営利性が認められない場合、利用を可とする
7	企業のサークル活動としてのスポーツや教養に関する活動	○	利用目的である健康増進、教養の向上に該当し、営利目的に該当しないため
8	企業社員の福利厚生事業としてのスポーツや教養に関する活動	○	利用目的である健康増進、教養の向上に該当し、非営利目的の範囲である福利厚生事業に該当するため
9	企業が参加者を募集し、スポーツや教養に関する大会や教室を開催	×	営利目的に該当するため
10	非営利団体が開催する、資格等の試験会場として利用	○	非営利団体における非営利目的の利用範囲に該当するため

【市内農業施設】 主な事例に対する利用可否の判断

11	企業が福利厚生事業として、2日以上にわたり施設を占有し、スポーツや教養に関する教室を開催	×	2日以上連続した占有利用に該当するため
12	企業が採用面接や人事研修として施設を利用	×	営利目的に該当するため
13	企業が打合せや会議として施設を利用	×	営利目的に該当するため